



和水町住まいづくり応援プラン

4月よりスタートする『和水町住まいづくり応援プラン』に新たなプランが追加されました。

追加
プラン

「新婚さんいらっしゃ〜い！」

新婚さん定住促進奨励金

対象
条件等

- ①婚姻日^(※1)が平成20年4月1日以降の新婚夫婦^(※2)
- ②和水町に定住^(※3)する意思があること
- ③町民税等^(※4)の滞納がないこと
- ④申請日現在、和水町に住所を有すること
- ⑤その他

奨励
金

- 【婚姻日前1年以上町内に居住している場合】
※いずれか一方が町内に居住している場合も可
奨励金 10万円
- 【転入の場合】
奨励金 8万円

1組当たり
10万円の
定住奨励金



- (※1)婚姻日 市区町村が婚姻届を受理した日
(※2)新婚夫婦 婚姻日において、夫婦のいずれか一方が35歳未満又はいずれも40歳未満である婚姻後1年を経過していない夫婦
(※3)定住 長く住むことを前提に和水町内に住所を有し、かつ生活の本拠とすること
(※4)町民税等 町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・簡易水道使用料・下水道使用料
合併浄化槽使用料・町営住宅使用料等

<この事業は、婚姻日が平成23年3月31日までの新婚夫婦を対象とします>

例1 婚姻後、引き続き町内に居住する場合



婚姻日
H20.4.1

婚姻時
男性33歳
女性30歳



奨励金 10万円

例2 婚姻後、町内へ転入する場合



(男性)
転入日:H20.5.1

(女性)
転入日:H20.5.1

婚姻時
男性30歳
女性25歳



奨励金 8万円

この制度の詳細については、企画室まで問い合わせください。

証明

窓口で本人確認
を行います



本庁 税務住民課戸籍住民係
総合支所 税務住民課住民係

内線512
内線752

Life

4月から戸籍・住民票の窓口で 本人確認書類が必要になります。

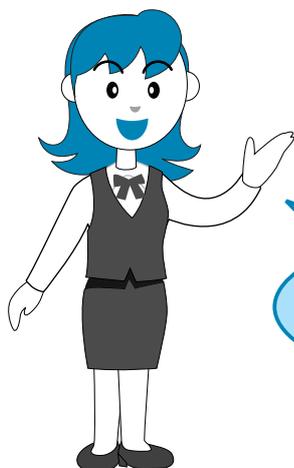
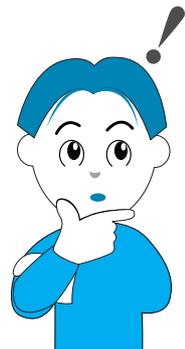


戸籍・住民票には、結婚したこと、離婚したこと、家族関係など個人の大切なさまざまな情報が記載されています。このような証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。しかしながら、全国では偽りやその他不正な手段によって証明書を取得するなどの事案が発生しています。

町民の皆様大切な個人情報を守るために、和水町でも今年4月から申請者の本人確認をさせていただくこととなりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1

戸籍証明・住民票が
ほしいのですが…



2
窓口に来られたあなたの
「本人確認」を行います

3

本人確認書類



これで
安心だね！



●戸籍・住民票の窓口では

- 窓口に来られた方について、運転免許証、保険証、住民基本台帳カード、パスポートなど本人確認書類を提示していただき本人確認を行います。
- 本人確認書類をお持ちでない方は、窓口にお申し出ください。
- 代理人や使いの方については、さらに委任状などの書面により代理権限の確認が必要な場合があります。